

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会研究倫理審査細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会倫理規程（以下、「規程」という。）第18条第2項に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の会員の研究活動にかかる倫理審査について、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本法人は、本法人の会員が以下に掲げるいずれかの活動を行なうとき、研究倫理審査を実施する。

- (1) 本法人が主催する学術大会での研究発表を行なうとき
- (2) 本法人が発行する出版物に研究論文等を掲載するとき
- (3) その他、本法人の事業として研究成果を公表するとき

（会員が所属する機関での研究倫理審査）

第3条 会員は、前条にかかる研究を開始するにあたり、会員が所属する機関において研究倫理審査を受けなければならない。但し、会員が研究倫理審査を実施することができる機関に所属していないときは、この限りではない。

（研究倫理審査基準）

第4条 本法人は、会員による第2条の各号に定める研究活動が、広く社会一般に公表又は公開又は公刊されることの研究倫理上の妥当性について、以下の各号の観点から審査する。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重
- (2) 個人情報及びプライバシーの保護
- (3) 研究対象者及び研究に係る個人・機関・団体等に対する説明と同意
- (4) 研究対象者との関係性及び利益相反
- (5) その他、規程第9条から第11条に規定する事項

（研究倫理の審査体制）

第5条 研究倫理審査は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会委員会規程第2条に定める学術委員会が所管する。

（研究倫理審査申請書）

第6条 本法人の会員が、第2条の各号に定める活動を行うときは、学術委員会に対して、

所定の期日までに研究倫理審査申請書を提出する。

- 2 研究倫理審査申請書の様式については、別に定める。
- 3 学術委員会は、審査にあたり、研究倫理審査の申請者に対して、追加の資料等の提出を求めることができる。

(審査及び審査結果の通知)

第7条 学術委員会は、速やかに審査を行い、その結果について当該会員に対して通知する。

- 2 審査の結果、研究倫理上不適切と認められたときは、当該会員は、申請した研究活動を行うことができない。
- 3 前項において、学術委員会が当該会員に対し、不適切と認められる箇所を指摘し、これが是正されたときは、当該会員は、申請した研究活動を行うことができる。

(細則の改廃)

第8条 本細則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本細則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。